

更新ページ
疑義解釈その7 P6

A242-2 術後疼痛管理チーム加算

2022年4月28日時点（疑義解釈7まで）

日本ヘルスケアプランニング株式会社

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（点数・算定要件）

A242-2 術後疼痛管理チーム加算 100点（1日につき）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼とう痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼とう痛管理を行った場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）又は第3節の特定入院料のうち、術後疼とう痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、手術日の翌日から起算して**3日を限度**として所定点数に加算する。

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（施設基準）

1 術後疼痛管理チーム加算に関する施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される術後疼痛管理のための術後疼痛管理に係るチーム（以下「術後疼痛管理チーム」という。）が設置されていること。
- ア 麻酔に従事する常勤の医師（以下「麻酔科医」という。）
 - イ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の看護師
 - ウ 術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の薬剤師
- なお、アからウまでのほか、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。
- (2) (1)のイの専任の看護師は、年間200症例以上の麻酔管理を行っている保険医療機関において、手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を2年以上有するものであること。
- (3) (1)のウの専任の薬剤師は、薬剤師としての勤務経験を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経験を有しているものであること。
- (4) (1)に掲げる臨床工学技士は、手術室、周術期管理センター又は集中治療部門の勤務経験を3年以上有しているものであること。
- (5) (1)に掲げる術後疼痛管理に係る所定の研修とは、次の事項に該当する研修であること。
- ア 医療関係団体等が主催する26時間以上の研修であって、当該団体より修了証が交付される研修であること。
 - イ 術後疼痛管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び臨床工学技士等の養成を目的とした研修であること。なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 術後疼痛に関係する解剖、生理、薬理学
 - (ロ) 術後疼痛発症例の抽出・早期対応
 - (ハ) 術後疼痛に対する鎮痛薬の種類と説明・指導
 - (ニ) 硬膜外鎮痛法、末梢神経ブロックのプランニングとモニタリング
 - (ホ) 患者自己調節式鎮痛法のプランニングとモニタリング
 - (ヘ) 術後鎮痛で問題となる術前合併症・リスクの抽出

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（施設基準）

- （ト）術後鎮痛法に伴う合併症の予防・発症時の対応
- （チ）在宅術後疼痛・院外施設での術後疼痛管理法の指導
- （リ）手術別各論

- （6）当該保険医療機関において、術後疼痛管理チームが組織上明確に位置づけられていること。
- （7）算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

2 届出に関する事項

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2の2を用いること。

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（疑義解釈）

看護師の所定の研修とは 22年3月31日疑義解釈 問 88

区分番号「A 2 4 2 - 2」術後疼痛管理チーム加算の施設基準において求める看護師の「術後疼痛管理に係る所定の研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答）現時点で以下の研修が該当する。

- ① 日本看護協会の認定看護師教育課程「手術看護」
- ② 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる「術後疼痛管理関連」の区分の研修
- ③ 特定行為に係る看護師の研修制度により厚生労働大臣が指定する指定研修機関において行われる以下のいずれかの領域別パッケージ研修
 - ・ 外科術後病棟管理領域
 - ・ 術中麻酔管理領域
 - ・ 外科系基本領域
- ④ 日本麻酔科学会「術後疼痛管理研修」

なお、④については、令和4年3月31日までに、日本麻酔科学会が定める従前のカリキュラムにおいて研修を修了し、修了証等が発行されている者については、次期更新までは、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した者と判断して差し支えない。

麻酔医の術後診察と併せての実施 22年3月31日疑義解釈 問 88

区分番号「A 2 4 2 - 2」術後疼痛管理チーム加算について、術後疼痛管理チームの麻酔に従事する常勤の医師が、区分番号「L 0 0 9」麻酔管理料(1)における麻酔後の診察を行うことと併せて必要な疼痛管理を行うことは可能か。

（答）以下のとおり。

可能。

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（疑義解釈）

看護師の所定の研修とは 22年4月11日疑義解釈 問3

区分番号「A242-2」術後疼痛管理チーム加算について、一連の入院期間中に、全身麻酔を伴う複数の手術を実施した場合、当該加算の算定はどのように考えればよいか。

（答） 以下のとおり。

当該加算は、一連の入院期間中に実施された手術のうち主たるものについてのみ算定すること

薬剤師及び臨床工学技士の所定の研修とは 22年4月28日疑義解釈 問2

区分番号「A242-2」術後疼痛管理チーム加算の施設基準において求める薬剤師及び臨床工学技士の「術後疼痛管理に係る所定の研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答） 以下のとおり。

現時点では、日本麻酔科学会「術後疼痛管理研修」が該当する。なお、令和4年3月31日までに、日本麻酔科学会が定める従前のカリキュラムにおいて研修を修了し、修了証等が発行されている者については、次期更新までは、術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した者と判断して差し支えない。

専任の看護師の年間200症例以上とは 22年4月28日疑義解釈 問3

区分番号「A242-2」術後疼痛管理チーム加算の施設基準における「専任の看護師は、年間200症例以上の麻酔管理を行っている保険医療機関において、手術室又は周術期管理センター等の勤務経験を2年以上有するものであること」について、麻酔管理を行っている症例とは、「マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った患者」に係るものを指すのか。

（答） 以下のとおり。

そのとおり。

A242-2 術後疼痛管理チーム加算

届出関連

A242-2 術後疼痛管理チーム加算（届出関連）

・届出に関する事項

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式40の2の2を用いること。

別添7

基本診療料の施設基準等に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード		届出番号	(術後疼痛) 第	号
連絡先 担当者氏名: 電話番号:				
(届出事項)				
[術後疼痛管理チーム加算] の施設基準に係る届出				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において当該届出に係る事項に關し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに關する。）を行ったことがないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において療養規則及び薬担規則並びに負担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う前6月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に關する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に關し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。				
<input type="checkbox"/> 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。				
備考について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。				
令和 年 月 日				
保険医療機関の所在地 及び名称			開設者名	
近畿厚生局長 殿				
備考1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。				

様式40の2の2

術後疼痛管理チーム加算の施設基準に係る届出書添付書類

1 術後疼痛管理に係る専任チーム

区 分	氏 名	勤務経歴
ア 麻酔に従事する常勤の医師		年
イ 手術室又は周術期管理センター等の勤務経歴を2年以上有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した看護師		年
ウ 薬剤師としての勤務経歴を5年以上有し、かつ、うち2年以上が周術期関連の勤務経歴を有する術後疼痛管理に係る所定の研修を修了した薬剤師		年
エ その他の術後疼痛管理チーム構成員（職種及び職種毎の人数を記載）		

2 患者に対する情報提供体制

【記載上の注意】

- 「1」のイ及びウについて、術後疼痛管理に係る適切な研修を修了していることが確認できる文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）の写しを添付すること。
- 「1」のイについて、保険医療機関における年間の麻酔管理症例数（200症例以上）が確認できる文書を添付すること。
- 「1」のウの「勤務経歴」については、当該薬剤師の周術期関連の勤務経歴年数を記入すること。
- 専任チームの看護師又は薬剤師が複数名いる場合は、それぞれについて必要な文書（当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可）を添付すること。
- 術後疼痛管理チームによる術後疼痛管理プロトコルを添付すること。なお、当該プロトコルには実施する術後疼痛管理方法、患者の安全管理、合併症予防、術後疼痛管理計画等の内容が含まれていれば、その様式は問わない。
- 「2」については、どのような体制をとっているかを簡潔に記載すること。